

就学援助制度 入学前申請のご案内

伊東市教育委員会

◆ 入学前申請の対象となる方

令和8年度に伊東市立の小学校に入学予定で、令和8年1月1日現在で伊東市に居住するお子さんがいる保護者のうち、次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 生活保護を受けている方（要保護者）
- (2) 生活保護は受けていないが、同程度に困窮していると認められる方（準要保護者）

＜準要保護者の総世帯所得の目安額＞

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
目安額	約220万円	約280万円	約330万円	約380万円	約430万円

※ 家族の年齢構成などにより認定基準となる金額が変わりますので、この目安額を超えても認定される場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

◆ 申請方法・申請期限

制度内容や申請方法等の詳細を記した「令和8年度就学援助制度のお知らせ」と「就学援助申請書」を、10月18日、19日の就学時健康診断会場にてお持ち帰りいただくか、市ホームページからダウンロードいただき、申請期限までに申請書ほか必要書類を入学予定の小学校に提出してください（市役所では受付できません）。

申請期限：令和7年11月17日（月）まで

◆ 入学準備費

期限までに申請し準要保護者として認定された場合は、入学前に入学準備費の支給（令和8年2月上旬ごろ）を予定しています。

支給額：57,060円（支給額は予定金額であり、変更となる場合があります。）

支給方法：申請書に記載の保護者口座に振り込みます（既に小中学校に在籍している兄弟の校納金滞納がある場合はこの限りではありません。）。

◆ 注意事項

- ・ 今回の申請で準要保護者として認定された場合は、入学準備費のほか、令和8年度において学用品費や学校給食費等について、学期毎、年3回の支給が行われる予定です。
- ・ 今回、提出漏れや認定されなかった場合でも、「4月認定委員会（令和8年4月）」に申請し準要保護者として認定された場合には、7月に同様の費用を支給します。
- ・ 入学準備費支給後、入学前に市外に転出した場合、入学準備費の返金を求めませんが、転出先自治体には本市で入学準備費の入学前支給を行った旨、通知します。
- ・ 紛失防止のため、児童を介しての申請書提出は控えていただくようお願いします。

◆ お問合せ先

伊東市教育委員会 教育総務課 （伊東市役所高層棟5階）

TEL：0557-32-1912